

社会福祉事業法改正に関する中間答申（第2号）

- - 社会福祉専門職制度について - -

昭和46年4月22日

全国社会福祉協議会
社会福祉事業法改正研究委員会

本委員会に諮問のあった社会福祉事業法の改正研究については、すでに市町村社会福祉協議会の法制化問題について中間答申（第1号、昭和44年8月23

日）を行なったが、その後の研究のうちから社会福祉専門職制度のあり方について、考え方をとりまとめたので、ここに中間答申を提出する。

本文

はじめに

1. 本委員会は、社会福祉事業法の改正研究を目的として、昭和42年5月設置されて以来、鋭意研究をすすめ、昭和44年8月市町村社協の法制化問題について中間答申を行ったが、その後社会福祉専門職制度のあり方について研究し、考え方をとりまとめたので、ここに中間答申を提出する。
2. この中間答申は、社会福祉専門職制度のあり方について、その方向と考え方を示したものであり、法律の条文について考えたものではない。したがって用語もごく一般的な意味で用いている。

社会福祉専門職制度の必要性とその目的

最近、社会福祉の分野における対象者処遇の知識や技術は急速に発展し、高度化してきた。この発達した知識、技術を十分に駆使して対象者の福祉を現在の時点で可能な限界まで高めることは、社会福祉施設機関に課せられた当然の責務であるが、そのためには、そこに働く職員が高度の専門的教育・訓練を受けている必要がある。社会福祉専門職制度の必要性はまずこの点から発している。

それに加えて、最近、及び今後に予想される社会福祉領域の急激な拡大及び、労働事情の緊迫化から、社会福祉に働く有能な人材を十分に確保することが

次第にむずかしくなっており、この傾向はますます高まるものと予想される。このような傾向に対処して、必要とされるすぐれた職員をこの分野に確保するためには社会福祉専門職制度を確立して、そこに働く職員の社会的地位の向上と待遇の改善をはからなければならない。これは前述の社会福祉施設・機関に課せられた責務、すなわち対象者の福祉の確保のためにも、どうしても必要である。

社会福祉専門職制度の概要

1 専門職制度の適用範囲

専門職制度の適用範囲は、施設長、指導員、保母、寮母など、対象者と人格的に接触する業務に従事する職員をすべて含むこと。

2 制度のたて方

(1) 現在、社会福祉施設、機関において、対象者と人格的に接触する業務に従事する職員は大別して以下の三種類がある。

ア 施設・機関の種類を問わず、対象者およびその家族が社会的に機能することを援助し、また、そのような能力を高めることを主たる任務とするもの。（例 児童福祉司、社会福祉主事、児童福祉施設の児童指導員など）

（この中間報告では以後仮に、ア号 社会福

社士という。

イ 児童福祉施設において児童の保育に当ることを主たる任務とするもの（例 保母，教母）（この報告書では以後仮に イ号 社会福祉士という。）

ウ 老人福祉施設および成人のための社会福祉施設において，対象者の日常の世話をを行うことを主たる任務とするもの。（例 養護老人ホームの寮母。なお寮母という職名は現在，いろいろな施設のいろいろな職種に使われており，その業務内容は非常に異なっているので，専門職制度実施に当っては，夫々に適切な，専門職らしい名称に変更する必要がある。特に，特別養護老人ホームでは，寮母という職種の中に，指導員的な役割を果たすものと，対象者との人格的接触の度合の少ない介護的業務を主たる任務とするものとの両者が含まれている。）（この報告書では以後仮に，ウ号 社会福祉士という。）

(2) 上記三種の職務内容はかなり異っており，また養成制度も別々にする必要があるので，制度としてはこの三者を独立的に併立させることがのぞましい。

もし，それが困難な場合にも，基礎資格が4項にのべるように異なるので，少くとも2つの制度を独立的に併立させることが必要である。

(3) それぞれの職種に，一級・二級などの段階を設けることの，是非についても検討したが，社会福祉関係の業務は建築士などちがって，必要とする知識・技術を明確に基準化することが困難であり，また制度を煩雑にするとと思われるので，とりあげないことにした。

(4) (1) にあげた三種の職種相互間では，比較的簡単な研修もしくは試験によって，他の職種の資格を取得し得る道を開いておくこと。（このことは関連分野の専門職，たとえば教員や，近い将来制度化される臨床心理専門職などの間についても同様であって，これらの専門職の資格をもつ人が比較的簡単な方法で 社会福祉専門職の資格を取得できるようにしておくこと。）

3 名 称

名称については，社会福祉専門職全体の有機的

な相互関係を示すために，全体を通ずる身分制度の名称を明確にし，その内部でア号，イ号，ウ号，（仮名）を区分すること，なお，この夫々に明確な名称（たとえば イ号 については，保育士という名称が考えられる。）を付することがのぞましい。

4 基 礎 資 格

ア号社会福祉士（仮称） 4年制大学において，厚生大臣の定める社会福祉に関する科目を履修して卒業したもの。

イ号社会福祉士（仮称） 短期大学もしくは厚生大臣の指定する養成機関において，厚生大臣の定める保育に関する科目を履修して卒業したもの。（近い将来，3年制短大，あるいは4年制大学卒を基礎資格とするよう考慮すること。）

ウ号社会福祉士（仮称） 短期大学もしくは厚生大臣の指定する養成機関において，厚生大臣の定める成人および老人の施設収容処置に関する科目を履修して卒業したもの。（近い将来，3年制短大，あるいは4年制大学卒を基礎資格とするよう考慮すること。）

5 資格取得の方法

原則として，規定の大学・短期大学，養成機関において，定められた科目を修めて卒業することにより取得することとする。ただし，これに加え，規定の大学・短期大学・養成機関を卒業していないもの，あるいは履修科目の単位が不足するものに対しては，学歴，類似業務の経験年数など一定の条件を付して，国家試験もしくは都道府県試験に合格することによって取得する道を開くこと。

なお，経験年数と認定研修によって資格を与える方法もあわせて考慮すること。

6 養成制度について

(1) 社会福祉専門職員の養成を行なっている大学，短期大学，養成機関に対しては，大幅な国庫補助の制度を設けること。

(2) 社会福祉専門職員になるため，大学・短期大学あるいは養成機関に在学しているもののために，特別の奨学金制度を設けること。

(3) 国立大学に社会福祉専門職員養成の学部あるいは学科を設置すること。

7 現在すでに同種の仕事に従事している人の取り扱い

- (1) 制度発足の時、すでに同種の仕事についている人で、法規に定める資格要件をみたさない人については、経過規定を設け、同じ内容の業務に従事した経験年数によって資格を与えること。
（経験年数の不足するものは5項による試験もしくは認定研修を受けねばならない。）
- (2) 過去における保育試験の合格者については、新制度のイ号社会福祉士の資格を自動的に与えること。
- (3) 新制度発足の時、保育の資格をもたずに現業に従事していたものは、(1)の経過規定は適用しない。（これは従来の保育試験合格者との間の公平を失うからである。）

8 名称使用制限、雇用制限

各職種について、資格を持たないものが、その名称を用いることを禁止すること。また、社会福祉事業の経営者に対し、一定の経過期間後、専門職としての資格のないものを、法規によって定められた職種につけることを禁止する規定を設けること。

9 法制化の方法

三種の専門職種は、夫々独自の性格をもっているけれども、共通の基盤に立つものであり、また相互に協力提携し、一体となって機能すべきものであるから、この三種を包含する単独立法によって法制化することがのぞましい。

〔参考〕 社会福祉専門職をもってあてべき職種

〔行政関係〕

児童福祉司	ア号 社会福祉士
身体障害者福祉司	同上
精神薄弱者福祉司	同上
老人福祉指導主事	同上
福祉事務所の指導	
・ 監督を行う職員	同上
福祉事務所の現業員	同上（ただし、

これには経過規定をおく）

〔児童福祉施設関係〕

施設長（註） ア号 社会福祉士。
ただし保育所はア号社会福祉士又はイ号社会福祉士

児童指導員	ア号 社会福祉士
保 母	イ号 社会福祉士
教 母	同上
児童厚生員	ア号 社会福祉士、
又は、イ号社会福祉士	
母子寮寮母	ア号 社会福祉士

（ただし、この職種については、名称の変更及び職務内容の改善が必要である。）

〔成人及び老人福祉施設〕

施設長（註） ア号 社会福祉士
生活指導員 同上

寮， 母 （施設の種類及び期待される役割によって、名称及び職務内容を変更することを前提として）ア号，社会福祉士，又は，ウ号 社会福祉士

〔病 院〕

MSW・P・S・W. ア号 社会福祉士
〔その他〕

都道府県社会福祉協議会の事務局長及び専門指導職員 ア号 社会福祉士

（註）施設長については、社会福祉専門職としての基礎資格である、ア号社会福祉士としての要件に加えて、特別の資格要件を定めることが必要である。

委員の構成（46年4月現在）

委員長 三 浦 三 郎（秋田県社会福祉協議会事務局長）・ 委員長 甲 賀 春 一（浴風金事務局総務部長，浴風園園長）
・ 同 遠 藤 省 三（全社協施設協議会連絡会会長）・ 同 丹 羽 昇（全社協保健医療特別委員会委員長）・

同 青 柳 忠 夫（東京都社会福祉協議会常務理事）・ 同 関 外 余 男（兵庫県社会福祉協議会常務理事）・ 同 堀 内 義 正（愛知県共同募金会事務局長）
・ 同 小 野 顕（中央共同募金会事務局長）